

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年7月30日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100005号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100054号

第1 結論

請求者のA社における平成5年7月1日から平成7年5月31日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成5年7月の標準報酬月額については、18万円から50万円、同年8月から平成6年10月までの標準報酬月額については、18万円から53万円、同年11月から平成7年4月までの標準報酬月額については、18万円から56万円とする。

平成5年7月から平成7年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年7月1日から平成7年5月31日まで

A社に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与額と比べて低く記録されているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年7月は50万円、同年8月から平成6年10月までは53万円、同年11月から平成7年4月までは56万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年5月31日の後の同年6月16日付けで、平成5年8月及び平成6年5月の随時改定並びに平成6年10月の定時決定の記録が取り消された上で、平成5年7月1日に遡って18万円に減額されていることが確認できる上、請求者のほかに事業主を含む4人の役員についても、同様の減額処理が行われていることが確認できる。

また、企業年金連合会から提出された中脱記録照会(回答)により、請求者の請求期間に係る厚生年金基金の標準報酬月額は、減額処理前の厚生年金保険の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、請求者から提出された債権(認否)表により、請求者に対して給料の未払いがあったことが確認できる上、取締役の一人が、A社には社会保険料の滞納があった旨回答している。

一方、A社の閉鎖登記簿謄本により、請求者が取締役であったことが確認できるものの、複

数の取締役が、請求者には遡った減額処理の届出をする権限はない旨回答していることから、請求者が当該減額処理に関与していたとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額について、平成7年6月16日付けで行われた減額処理は事実即したものと考え難く、平成5年7月1日に遡って減額処理を行う合理的理由があったとは認められず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た報酬月額に基づく標準報酬月額（平成5年7月は50万円、同年8月から平成6年10月までは53万円、同年11月から平成7年4月までは56万円）に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2100176 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100055 号

第 1 結論

訂正請求記録の対象者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 47 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 24 年 2 月

私の夫 (訂正請求記録の対象者) が A 社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、B 社は、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料はなく、当該賞与の支給についても不明である旨回答している。

また、請求者は、訂正請求記録の対象者が請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料を保有していない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。